

令和 7 年度

第 3 回

榛東村農業委員会総会議事録

榛東村農業委員会

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時00分)

◎議事録署名委員指名

議長 3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、3番、真下治彦君、4番、飯塚綾子君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第1号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号、番号1について説明申し上げます。

議案書1ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字広馬場字宮室983番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,910平米。権利種別は3条有償移転、内容は売買。譲渡人は高崎市の方。経営面積は自作地19.1アール。申請事由は、譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。譲受人も高崎市の方。経営面積は自作地56.9アール。申請事由は、申請地は現在使用貸借により借り受けて耕作しているが、将来を考え、譲り受けて耕作したいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は3人中3人です。

議案書2ページをご覧ください。

議案第1号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第1号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第1号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員6番、金井強君。

金井委員 ただいまただいま事務局長より説明がありました議案第1号、1番につきまして、地元委員として意見を述べさせていただきます。

現地確認調書、2ページ、3ページをご覧ください。

申請地につきましてですが、新井の交差点を東に下り、バス停十二沢を右折して群馬用水の側道を南に下って、二股を左手に折れて四、五百メートル行ったところの15区の一団の住宅地の東側、場所は榛東村と群馬町の内金古の境となります。周辺は農地、畑となっておりまして西側は村道に面しております。譲渡人は申請人の義父に当たり、申請地は以前より使用貸借により借り受けていた農地でございます。2年ほど前からアスパラガスのハウス栽培を行っておりまして、現在7棟のハウスが建てております。その中でアスパラガスの栽培を行っております。将来的に継続して農業経営を安定的に行いたいという考えで今回の申請に至りました。

本件許可により周辺に悪影響を及ぼすことはなく、問題ございませんので、許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号、番号1は原案のとおり許可といたします。

◎議案第2号

議長 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書3ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字広馬場字上サ2650番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は284平米。申請人は高崎市の方。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅66.03平米。転用理由は、申請地は相続により譲り受けた

土地であり、その周辺においてブドウの栽培を行っており、管理のため居住している高崎市から通っているが、老後の車の運転、ブドウの管理のことなどを考え、申請地において住宅を建築したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地です。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員7番、一倉伸一君。

一倉委員 7番農業委員の一倉です。ただいま事務局長より説明があります議案第2号の1の申請につきまして、地元農業委員より補足説明させていただきます。

議案書は3ページ、現地確認調書は4ページから7ページになっております。場所的には13区のコミセンを北に400メートルぐらい行ったところになります。付近の状況を申し上げますと、申請地の西側に側溝と道路を挟んで畑、北側、また、東側にちょっとした畑があるんですけども、その隣接場所には擁壁等を計画しております。また、雑排水は公共下水、雨水は自然浸透を計画しており、隣接する農地に影響はないと思われます。私としましても問題がないので許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書は4ページ、現地確認調書は9ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字山子田字北谷地1452番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は861平米のうち386平米。権利は使用貸借。貸付人は山子田の方。借受人は渋川市の方。転用目的は露天駐車場用地。施設等はありません。転用理由、借受人は申請地の隣地において、接骨院業務を行っているが、駐車場が不足していることから、従業員及び来院者の駐車場として利用したい。なお、接骨院は別の場所での開業を予定しており、現在、適地を探していると、そのため、この場所は新たな土地が見つかるまでの間の一時的な使用としたいとのことです。貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸し付けたいとのことです。備考ですが、一時転用、期間は3年間。農地区分は1種農地。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員2番、牧口誉詞君。

牧口委員 ただいま、事務局長より説明がありました議案第3号、番号1につきまして、地元推進委員として補足説明をさせていただきます。

まず場所ですが、現地確認調書9ページの地図をご覧ください。安中渋川主要道の山子田北の信号を北へ30メートルほど先を左折して、30メートルほど行った先が現地でございます。付近の状況としましては、次の10ページをご覧ください。中央に太く実線で記された部分が今回の申請地で、東側は貸付人の所有する農地、西側は隣地の農地、南側は住宅、北側は道路となっています。権利の種別は使用貸借による農地の一時転用です。転用目的は申請農地を一時的に露天駐車場用地とすること。転用理由は借受人においては、接骨院業務に際し従業員と来院者の駐車場を確保したいということ。貸付人については、父親の代までは自家耕作を行っていたが、今は申請地を含む所有する農地は契約している農家さんが耕作して管理を任せているそうです。そして、今回の申請地は期限付でもあるので、借受人の申出に応じたそうです。

11ページの土地利用図にありますように一般的な駐車スペースである1台当たり2.5メートル掛ける5メートルが8台分と通路でこのような面積になったようでございます。雨水に関しましてはトラクターで水を切り、浸透式とするようでございます。西側の農地との境は一段高くなった土手がありますので影響ないと思われます。以上の点から私としましては問題がありませんので、許可相当と思われますので、委員の皆様、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ただいま、地元の委員から、許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 農業委員10番、高橋です。

一時転用期間なんですけど、以前にも何か、別件でお話ししたことがあると思うんですけど、3年間という期間なんですがこれちょっと長いような気がするんですけど、そういう点は、別に決まりがあるとかないとかということのをちょっと教えていただきたいんですけど。

議長 長 事務局長。

事務局長 最長3年ということです。法律的にも制度的にもそういうことです。

3年までという考えです。

議長 長 ほかにはございませんか。

農業委員7番、一倉伸一君。

一倉委員 農業委員の7番、一倉です。

3年間も借りると、その場所は石、小石というんですか、そういうのは入らないんですかね。畑になっているけれども。バラスというんですか。そういうのは入っちゃう。それは、返すときに石は取るの。

議長 長 推進委員2番、牧口誉詞君。

牧口委員 借受者に話を聞いたところによりますと、今現状を見てきたんですけども、草が生えてまして、草を刈りながら、地面圧着するような形で特別、鉄板を敷く、よほど雨が降ってぬかるみになった場合は、防草シートですとか、鉄板を敷くというような話をしていますが、今のところ現状はそのまま、駐車場として使うということだそうです。使い終わったら現状を回復するという話を聞いております。

以上でございます。

議長 長 今の回答でいいですか。

ほかにはございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山です。

ちょっと確認なんですけれども、一応今回、申請地が861平米のうちの386平米ということで、残りの面積はこれはどのような形になるのでしょうか。

その辺をちょっと確認をさせていただきたいと思います。

議長 長 事務局。

事務局長 残りの部分については畑ということで、農地として利用していくとのことです。

議長 12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 農地として利用ということで、誰が農地として管理をするのでしょうか。

議長 事務局。

富澤書記 この場所については権利設定等が入っていないので、所有者が管理していくものと考えております。

議長 ほかにはございませんか。

（「なし」という声あり）

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書4ページ、現地確認調書は12ページからとなります。

議案第3号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字新井字長谷津2608番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は871平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は新井の方。譲受人は東京都の方でございます。転用目的は露天駐車場用地。施設等はありません。転用理由、譲受人は建設業を営んでおり、村内と吉岡町に営業所を設けているが、車両、機械等の駐車場は借りており、自社で所有できる適地を探していたところ、申請地を譲り渡してもらえたこととなったため、駐車場として利用したいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で、議案第3号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号2について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員3番、真下治彦君。

真下委員 農業委員3番、真下です。

議案第3号、番号2の件について補足説明をさせていただきます。申請理由等は、事務局長の申し上げたとおりです。場所的には、笹熊の信号を自衛隊方面で上って200メートルぐらいの右側ですが、出入りはもう1本北にあります営林局に上っていく道の坂の手前になります。この場所は、3条で購入して、まだ2年はたっていない場所で、実際にはほとんど耕作はされていない場所です。駐車場にして、ここに車を集約するということですが、農業委員とすると、この売買がどんなものなのか、ちょっと疑問もありますので、皆さんのご審議、お願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員から説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

農業委員3番、真下治彦君。

真下委員 暫時休憩としてもらいたい。

議長 じゃあ、暫時休憩をお願いします。

(休憩 午前10時24分)

(再開 午前10時33分)

議長 じゃあ、休憩を解きます。審議に入ります。

この件について地元の委員としてはどういう評価をされますか。とりあえずそこをまず地元としての、委員としての意見を。

3番農業委員、真下治彦君。

真下委員 心情的には賛成はしかねるんですけど、書類上不備がなく、やらざるを得ないのかな、許可するしかじゃないかという感じです、現在。

議長 じゃあ、許可相当との方向でよろしいですか。

真下委員 はい、しょうがなくです。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号2は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

◎議案第４号

次に、議案第４号、農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書５ページをご覧ください。

議案第４号について説明申し上げます。

令和７年度における農地の賃貸料情報の提供について、下記のとおり決定を求める。

令和７年６月１０日、榛東村農業委員会会長と。

以下については、事務局のほうでよろしいでしょうか。

事務局から説明します。

議長 では、事務局、説明をお願いします。

事務局。

事務局 議案第４号、農地の賃借料情報の提供についてということで、内容の説明をさせていただきます。

こちらが、令和６年１月から１２月までの間に締結された賃貸借の１０アール当たりの賃貸料水準、年額となります。田と畑に分かれております。上段のほうは田、下段が畑となっております。令和６年１月から１２月の間に締結された賃貸借、このうち、田のほうで、平均額が７,４００円、最高額が１万１,２６１円、最低額が３,８６５円、件数が１５件です。使用貸借、無償のものです。こちらが１０件となっております。令和２年から６年の５年間の賃貸借の金額です。平均額が８,０００円、最高額が１万１,２６１円、最低額が３,８６５円、件数は２１件、使用貸借の件数は６０件となっております。

畑の部です。令和６年１月から１２月の間に締結された賃貸借、平均額が９,２００円、最高額が１万１,３５１円、最低額が３,８６６円、件数が１２件、使用貸借の件数が１５件、令和２年から６年の５年間です。平均額が７,１００円、最高額が１万１,３５１円、最低額が１,３９４円、件数が７５件、使用貸借の件数が１１９件です。

６ページから１２ページまでが、これらの賃貸借等の１筆ごとの地番、金額等になっております。後でご覧になっていただければと思います。

説明は以上です。

議長 ただいま、事務局からの議案第４号の説明が終わりました。

質疑はございませんか。意見はございませんか。

（「なし」という声あり）

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第４号について、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたします。
ここで、全ての議案が審議されましたので、暫時休憩とします。
開始を午前10時50分からとします。

(休憩 午前10時40分)

(再開 午前10時53分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時15分)